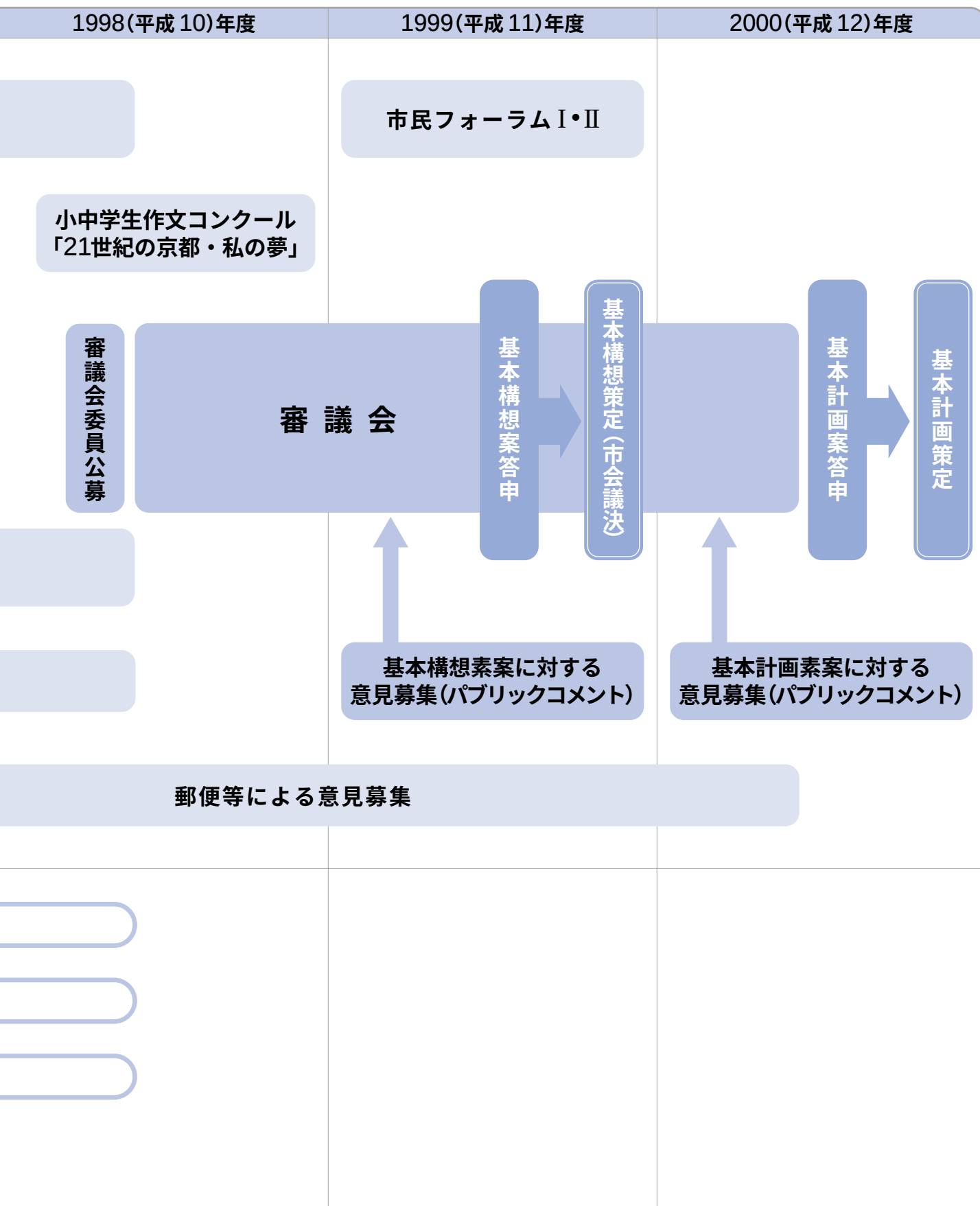


参考資料

- 1 基本構想・基本計画策定までの取組
- 2 基本計画への市民意見反映状況
- 3 調査研究等の概要
- 4 京都市基本構想等審議会委員名簿
- 5 京都市基本構想等審議会開催経過
- 6 用語解説
- 7 市政の各分野から見た基本計画（分野別索引）

1 基本構想・基本計画策定までの取組

	1995(平成 7)年度	1996(平成 8)年度	1997(平成 9)年度	
市民参加・意見募集 (↓ p.144)		「21世紀・京都の夢」提案募集	テレビ討論会 「考えよう 京都新世紀」	
			国際コンペ 「21世紀・京都の未来」	
			市民 3 万人アンケート調査	
			各種団体意見交換会	
		有識者ヒアリング		
調査研究等 (↓ p.152)		基礎調査・中間報告	人口問題調査	
			都市構造・交通体系調査	
			都市圏自治体意見交換	
		職員論文募集	職員意見聴取	



2 基本計画への市民意見反映状況

京都市基本構想・基本計画の策定に当たっては、下表のとおり、1996（平成8）年からさまざまな市民参加の取組を進め、それらを通じていただいた市民の皆さんの意見・提案はすべて、京都市基本構想等審議会に報告した。

審議会では、それらの意見を踏まえて何度も公開

の場で熱心な議論が重ねられ、基本構想と基本計画の案が作成された。

この資料は、皆さんからいただいた意見が審議会での議論を経て、どのように基本計画に反映されたかについて、そのごく一部ではあるが、右の6つのテーマについて図示したものである。

市民の皆さんからの意見募集

事業名	実施時期	件数など	
「21 世紀・京都の夢」提案募集	1996 年 10 月 ～ 12 月	提案者数 応募件数 提案件数	356 人 延べ 386 件 475 件
グランドビジョン・テレビ討論会 「考えよう京都新世紀」	1997 年 4 月 ～ 1998 年 6 月	放送回数 番組参加市民 意見受付件数	10 回 延べ 134 人 295 件（電話・FAX 等）
国際コンペ 「21 世紀・京都の未来」	1997 年 4 月 ～ 1998 年 3 月	応募件数 (うち海外 42ヶ国 183 件)	554 件
市民 3 万人アンケート調査	1997 年 11 月 ～ 12 月	回収数 (回収率 31.9%)	9,584 通
審議会委員公募	1998 年 7 月 ～ 10 月	応募者数	159 人
小中学生作文コンクール 「21 世紀の京都・私の夢」	1998 年 7 月 ～ 1999 年 2 月	応募件数 (応募学校数 167 校)	3,788 件
グランドビジョン市民フォーラムⅠ 「2025 年の京都へのメッセージ」	1999 年 5 月	参加者数	約 400 人
グランドビジョン市民フォーラムⅡ 「新しい時代の京都を築くために」	2000 年 1 月	参加者数	約 330 人
基本構想素案に対する意見募集 (パブリックコメント)	1999 年 6 月 ～ 7 月	応募者数 意見件数	49 人 100 件
基本計画素案に対する意見募集 (パブリックコメント)	2000 年 8 月 ～ 9 月	応募者数 意見件数	100 人(うち団体は 9) 333 件
各種団体意見交換会	1997 年 5 月 ～ 1998 年 7 月	実施団体数 意見件数	105 団体 883 件
有識者ヒアリング	1996 年 8 月 ～ 1998 年 7 月	有識者	28 人
郵便等による意見募集	1997 年 4 月 ～ 2000 年 12 月	受付件数 意見件数	265 件 450 件

- ① 「環境への負担の少ないまちづくり」
- ② 「高齢者や障害のあるひとの社会参加への支援」
- ③ 「魅力ある観光都市づくり」
- ④ 「歩くまちをめざした交通基盤づくり」
- ⑤ 「人間性豊かな子どもを育てる学校教育」
- ⑥ 「市民との厚い信頼関係の構築」

概 要

基本構想の策定に当たり、最初の市民参加事業として、そのたたき台づくりの段階から広範な市民の参加を得るために、21世紀の京都のまちづくりや暮らしに関する夢のある提案を募集した。

21世紀のまちづくりや暮らしのあり方について、市民参加で討論を進める全国的にも珍しいテレビを使った討論会。KBS京都テレビで放送した。

50～100年後の京都のあるべき姿と、その実現のための具体的方策の提案について、広く世界から叢智を集める国際コンペを実施した。

市民が現在のくらしや京都のまちをどのように思っているのか、また21世紀にどうあってほしいと思っているのかなど、市民意識を把握するため、18歳以上の市民3万人（うち外国籍市民910人）に、郵便でアンケート調査を実施した。

京都市基本構想等審議会（90名）に市政への市民参加の見地から、市民から委員を公募し、男女各5名を選考・委嘱した。

21世紀の主役である子どもたちに、京都の未来への関心を呼びおこすとともに、斬新な発想を京都のまちづくりに生かしていくため、京都の将来に対する夢や希望をテーマに作文コンクールを実施した。

クイズや質問を通じて、京都のまちや暮らしについての参加者の考えを聞き、それをきっかけに、審議会委員であるパネリストが討論を進める新しいかたちの会場参加型討論会として市民フォーラムを実施した。

意思形成過程の一層の透明化を図る観点から、審議会が素案を市民しんぶん、ホームページにおいて公表し、郵便、FAX、電子メール等により市民の皆さんから幅広い意見を募集した。

京都の各界からの意見を聴取するため、さまざまな分野の全市の規模の団体を対象に意見交換会を実施した。

基本構想策定調査の一環として行った有識者に対するヒアリングの内容を取りまとめ、審議会の検討資料とした。

中間報告書の作成、ホームページの開設などにより、策定過程を常に公表し、広く市民からの意見・提案を郵便、FAX、電子メール、審議会の傍聴時の意見用紙などで受け付けた。

京都市基本構想等審議会

京都市基本構想・基本計画

① 環境への負担の少ないまちづくり

ひとりひとりがくらしに節度を持ち、環境への負担の少ない持続可能なまち「環境共生型都市・京都」を実現するため、市民や事業者との対話と協働による取組をひとつの柱とした。

市民の皆さんからの意見

計画全体の中心に「環境問題」を置くべき。
(郵便等による意見募集)

COP3 開催都市として、京都市独自で具体的な目標を決めて環境問題に取り組むべき。
(団体意見交換会)

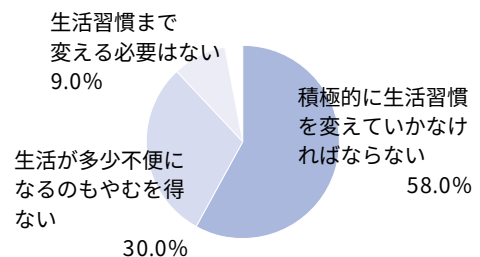
産業廃棄物の発生を抑制するより、発生した産業廃棄物を適正処理するか、最終処分場や中間処理場の環境適合性確保に重点を置いた方がよい。
(パブリックコメント)

環境先進都市として、自転車や電気バスを軸にした交通社会を築くべき。
(パブリックコメント)

環境教育の推進やリサイクル制度によって環境問題の先進都市になってほしい。
(京都の夢 提案募集)

21 世紀の京都の役割は「地球環境保全都市・地球環境を保全するボランティア都市」であるべき。
21 世紀の理念は「ゼロエミッション都市」である。
(国際コンペ)

地球環境問題への対応について



(市民 3 万人アンケート)

審議会での議論

- ☐ 環境は市民に関心のあるテーマであり、市民参加の突破口を開いている分野だ。環境の部署と他の部署との連携や市民とのパートナーシップを広げていくなど、役所の縦割りを越えなければならない。
- ☐ 環境を強調するのではなく、公共政策として何が必要か、経済・産業政策としてどうあるべきかという観点から、環境も欠かせないという議論をすべき。
- ☐ 環境問題への取組は市民側の努力が重要なので、市民への呼び掛けを盛り込んでほしい。最初はリサイクルや分別を定着させる段階が必要だが、次に廃棄物発生抑制のしくみを市民に根付かせるというステップに進まなければならない。
- ☐ これ以上都市交通として自動車を受け入れることには限界が見えており、大きな方向としては公共交通重視で、公共交通と連携した歩く空間をつくる、あらゆる交通手段がつながり安心して目的地に着けるというかたちだが、21 世紀の交通システムとして望ましい。
- ☐ 環境政策は市民教育と表裏一体の関係にある。環境の設備をつくったときにはそれがうまく運営されるような教育制度が必要である。

基本計画への反映

- ➡ p17 「前文」
 - 前文において、あらゆる政策の基本に環境を基軸とした政策の展開を明記した。
- ➡ p53 「環境への負担の少ない持続可能なまちをつくる」
 - 廃棄物を出さない循環型社会の構築をめざすことを基本とした取組を記述した。
 - 「京のアジェンダ 21 フォーラム」を核に、市民、事業者、行政等が対話と協働によって分野別の枠を越えて環境問題に取り組むとした。
 - 事業者、団体等が日常的に環境保全活動に取り組むことができるよう、低コストで取得できる京都独自の環境管理認証制度を創設することを盛り込んだ。
 - 公共交通機関や自転車の利用しやすいまちづくり、環境への負担の少ない自動車の普及など、環境にやさしく、子ども、高齢者、障害のあるひとや旅行者にもやさしい交通体系づくりを進めるとした。
 - マイカーの自粛やリサイクル活動など地球規模に拡大した環境問題を身近なところから考え、主体的に実践することで環境への理解を深め、環境を大切にする心を育成するとした。

② 高齢者や障害のあるひとの社会参加への支援

高齢者や障害のあるひとが住み慣れた地域で自立した生活を営むことへの支援や、就労をはじめ多様な場面で社会に参画できるしくみづくりをめざすこととした。

市民の皆さんからの意見

重度の障害のあるひとも含め、福祉就労の場の確保が必要。

(パブリックコメント)

高齢者の社会参加や世代間の交流を進めるために、「高齢者ボランティア活動」を充実すべき。

(団体意見交換会)

地域コミュニティの中に多世代交流ができる場を創出し、高齢者の能力を生かせば、高齢者だけでなく、まちそのものが生き生きするはず。

(郵便等による意見募集)

障害のあるひとが、何らかのかたちで社会に還元できているというプライドを持てるような社会参加のあり方を検討してほしい。

(団体意見交換会)

京都らしい情報産業を、芸術・文化・学術と融合させながら振興することで、高齢者の雇用や社会貢献の機会を提供できるのではないかな。

(郵便等による意見募集)

高齢化社会の問題を解決するためには、地域コミュニティとコンピュータネットワークの融合が必要だと思う。



(テレビ討論会)

審議会での議論

- 高齢者にとって働くことは、収入を得るという意味もあるが、社会参加という意味でも重要だ。同じような機能を果たす高齢者のNPOなども含めて支援が可能になると、高齢者の社会参加の場が広がるのではないかな。
- インターネットによって、障害のあるひとが社会参加できる可能性は確かに高まったが、高齢者や障害のあるひとが情報化に取り残されないようにするだけでなく、情報機器を使いこなして生活そのものを変えるところまでバックアップする必要があるのではないかな。
- 精神に障害のあるひとが地域で生活する支えとなる場所が地域に必要である。
- 核家族化が進む中で、子どもがお年寄りと出会う機会を創出していくことが大事ではないかな。

基本計画への反映

- ➡ p29 「すべてのひとがいいきと活動する」
 - 障害のあるひとのための日帰り介護（デイサービス）事業を充実させるとともに、外出時にガイドヘルパーを派遣するなど、自立した生活への支援に関した取組を進めるとした。
 - 精神に障害のあるひとの自立と社会参加を促進するため、「精神障害者ふれあい交流サロン」の増設を明記した。
 - 高齢者や障害のあるひとが情報通信技術（IT）を生かして就労できるよう、情報機器の基礎技術の習得をはじめとした支援を行うとした。
 - 高齢者の雇用創出につながるNPOの活動に対する支援についても検討するとした。
- ➡ p34 「子どもたちが心豊かで社会性を身につけみずからの生き方を学ぶ」
 - 児童館・老人デイケアセンター等の他の施設と合築・複合化し、地域活動の拠点として学校施設の高度活用を進めるとした。
- ➡ p44 「子どもを安心して産み育てる」
 - 子どもたちの老人ホーム訪問など、高齢者と子どもが世代を越えて交流できるしくみをつくるとした。

③ 魅力ある観光都市づくり

生涯学習や文化、さらには環境などの他の分野との連携を進めるとともに、京都に豊富にある多様な資源を活用し、新しい魅力を生み出していくなど、年間観光客 5000 万人をめざすためのさまざまな取組を盛り込んだ。

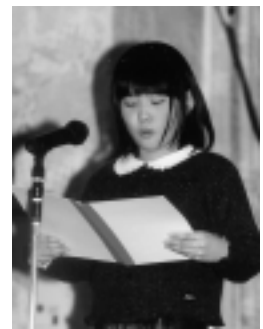
市民の皆さんからの意見

京都を観光することで知的好奇心を満たし教養が高まるように、歴史や文化を体験的に学ぶことができる観光メニューが必要である。
(郵便等による意見募集)

京都は意外に海外では知られていない。世界遺産等の京都の良さを外国に向けて積極的にPRすべき。
(テレビ討論会)

京都市内に若者にとって魅力のある場所がないのでは。今後は神社仏閣だけに頼っている観光客が集まらないと思うので、新しいものをつくっていくべきだ。
(団体意見交換会)

やさかのとうとわたし
「(略) ーりん車のれんしゅうでなんどもこけて、「どうせうまくいかない。」とあきらめていた時にも、やさかのとうが見えました。夕やけの光にてらされてだいたい色にかがやいていました。やさかのとうも、きつい雨や風になん回もなん回もあたっていたんだなあと思ったら、「わたしもがんばろう。」と思いました。どこからもやさかのとうが見えるこの町を、大じにしていきたいです。(略)」



(小中学生作文コンクール)

世界から京都を訪れる観光客を温かく迎えたい。
(市民フォーラム)

観光客を増やすためには、春、秋だけではなく、年間を通じて魅力ある京都にする必要がある。
(団体意見交換会)

審議会での議論

- ❑ 従来は文化や国際交流の施策であったものについても観光の施策として見直していくことを強調すべき。それによって京都から新しいツーリズムを提案していく姿勢を示してほしい。
- ❑ 社寺観光ではなく都市観光を推進するならば、まちが常に変化しなければひとは集まらない。
- ❑ 最近は京都に1週間ほど滞在して、伝統産業を体験したりするステイ型の観光客が増えている。宿泊・滞在型、体験型の観光などの推進を改めて検討してはどうか。
- ❑ 海外観光客の誘致にも力を入れるべきで、そのためには関西国際空港からのアクセス向上を考えなければならない。
- ❑ 大阪や神戸にきた観光客が京都に来るようにする協調関係をつくるべき。

基本計画への反映

- ➡ p81「成熟した文化が実現する」
 - 1200 年を超える歴史に培われた京都の文化は、世界のひとを引きつける魅力をもつものであり、この豊かな文化資源を観光や産業にも生かしていくという視点が必要であるとした。
- ➡ p96「魅力ある観光を創造する」
 - 歴史都市としての多様な文化資源を活用し、これまでにない魅力を付加した新しい観光資源となる集客施設、イベント等を創出するとした。
 - 各地域に豊富に存在する観光資源を生かしながら、まちづくりとも連動して、四季折々に何回も京都を訪れたいような地域ごとの界わい観光を創出するとした。
 - 「宿泊・滞在型、体験型観光」、「歩いて楽しむ「まちなか観光」」を推進するとした。
 - 京阪神三都市、関西広域連携協議会などの連携を通じてそれぞれの都市がもつ魅力を相互に活用し、相乗的な効果を生み出すため、多様な観光資源のネットワーク化を進めるとした。
- ➡ p110「多様な都市活動を支える交通基盤づくり」
 - 関西国際空港の整備を支援するとともに、空港、港湾へのアクセスの強化を記述した。

④ 歩くまちをめざした交通基盤づくり

のびのびと歩けるための条件を整備するとともに、自動車交通の円滑な流れを実現するため、公共交通優先型の総合的な交通体系の確立と「歩くまち・京都」の実現に向けた取組を進めていくこととした。

市民の皆さんからの意見

マイカー中心から公共交通中心に転換し、環境にやさしい交通体系の創出を追求すべき。
(パブリックコメント)

自動車を抑制するため、都心部での自転車の利用を推進すべき。
(郵便等による意見募集)

経済活動のために、スムーズな物流は不可欠だが、交通事情の悪さがそれを困難にしている。この問題をどう解決するかが今後の課題である。
(団体意見交換会)

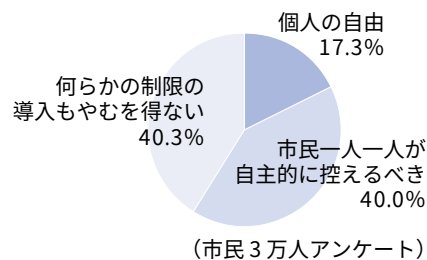
歩くまち京都を実現するためには、車の総量規制が必要。
(郵便等による意見募集)

観光都市として、スムーズに移動できるよう、自動車道の整備を進めなければならない。
(郵便等による意見募集)

南北方向や東西方向の幹線道路を整備し、利便性を高めるべき。
(パブリックコメント)

慢性的な渋滞の解消のため、幹線道路を早期に開通させなければならない。
(郵便等による意見募集)

自家用車の利用について



都心部において私的自動車交通を排除し、バス、タクシー、地下鉄、路面電車のネットワークを充実させ、歩行者空間を主体とした街路環境へ漸次的に転換する。
(国際コンペ)

審議会での議論

- 高速道路については反対、賛成というような単純なものではないが、まちなかにこれ以上道路はつくれないので、円滑な流れを実現するためには自動車を減らすしかない。道路や駐車場をどこにつくるかについても考えなければならない。
- 都心から自動車を排除して「歩くまち」にすれば、都心にもっと多くのひとを収容でき、近郊からひとが来て、結果的に都市商業が潤うことになる。
- 住民、企業、観光客、それぞれの立場のひとがすべて無理をせず選べる方法を取らないと、渋滞は解消せず、いい都市空間もできない。車より歩く方が便利な環境が整っていれば自然にそれを選ぶ。
- 経済活動を行うためには高速道路体系も必要。高速道路をつくるのが、「歩くまち」と矛盾することにはならない。総合的に判断することが大事だ。
- マイナスイメージで高速道路を捉えるのではなく、ITS等の最新の技術を使って今までにない夢のあるものをつくらうというように、もう少し前向きに捉えるべき。
- 「歩くまち」という理念と具体的な事業をつなぐ作業が欠けている。ソフト施策も含め、京都市の交通体系の全体像がどうなるかを描く部分が必要である。
- われわれの都市交通についての現時点での到達点はここであり、都市交通を抜本的に考え直す段階には理論的にも状況的にも達していない。評価や見直しの観点を「基本的方向」で強調すべき。

基本計画への反映

➡ p65 「歩いて楽しいまちをつくる」

- 歩いて楽しい「歩くまち・京都」の実現をめざすことを基本とした。
- 歩くまちの歩行空間の形成、歩行者の安全に配慮した自転車の利用を促進することにより、自動車を利用する機会が少なくてすむまちをつくることとした。
- 利便性が高く、経済性にも優れた公共交通サービスを提供するため、軽量軌道公共交通機関(LRT)導入の検討など、新しい公共交通やそれにふさわしい道路空間のあり方について検討することとした。
- 既存の道路空間を有効に活用するため、自動車交通の抑制や平準化などを図る交通需要管理施策(TDM 施策)や高度道路交通システム(ITS)の導入を進めるとした。

➡ p110 「多様な都市活動を支える交通基盤づくり」

- 「歩くまち・京都」の考え方を踏まえ、交通需要管理施策をはじめとして、社会経済動向の変化に応じた新たな交通政策の検討などに取り組みながら、地下鉄や道路等の整備を進めることを基本的方向とした。
- 本市を取り巻く広域幹線道路と市内各地域を円滑に連絡し、市内中心部への通過交通を減少させ、交通渋滞を緩和するとともに、都市活動の活性化に資する自動車専用道路網の整備を促進することとした。

⑤ 人間性豊かな子どもを育てる学校教育

人間性豊かな子どもを育てるため、家庭・地域との連携の強化や、京都ならではの豊富な文化資源を生かした教育が必要との認識に立ち、それぞれの地域特性を生かした「開かれた学校づくり」をめざすとした。

市民の皆さんからの意見

地蔵盆など地域の取組がとても熱心であり、そうした脈々と受け継がれてきた伝統を守っていくことも、子どもたちを育てていくうえで大切。

(テレビ討論会)

学校の教育理念を再検討し、もっと地域に密着した教育を考えてはどうか。

(団体意見交換会)

学校施設を地域の人に開放し、ひとびとが交流する場にする。

(パブリックコメント)

小・中・高校で、京都の産業や芸術、文化と関連した京都独自の教育を展開すべきだと思う。それによって、将来、伝統産業などに就く子どもたちが出てきて、地元での定着率が上がるかもしれない。



(団体意見交換会)

地域のことで教育委員会が責任を持つのは無理がある。学校や教育委員会がたくさんの課題を抱え過ぎないことが大事だ。

(パブリックコメント)

学校、家庭、地域の三者がそれぞれみずからの教育責任を果たしているかどうかを常に自問自答してほしい。

(テレビ討論会)

不登校の子どもが毎日行く所がないのは、精神的につらいことである。

(京都の夢 提案募集)

審議会での議論

- 日本の大部分の家庭は子どもの教育を放棄しているように感じる。学校教育の限界も意識すべき。地域で育てるといふことなら、家庭で欠けているところをある程度補うことはできるかもしれない。
- 子どもは個人の子どもであるだけでなく、社会の子どもであり、地域の子どもと一緒に育てていくという考え方をもちねばならない。
- 京都は、全国に先駆けた教育のモデルづくりに積極的に取り組んでほしい。
- 人間性に力を置いた学校教育を打ち出している都市は他にないと思うので、京都は人間性に力を置いた独自の教育の方向性を打ち出してほしい。
- 不登校の子どもの診察していると、学校にも家族にも社会にも必要とされていないと訴える子どもが多い。自分の存在の意味を教えていくことが大切である。

基本計画への反映

- ➡ p34 「子どもたちが心豊かで社会性を身につけみずからの生き方を学ぶ」
 - 子どもたちにとって、「家庭」が最も安心した場所となることを基本に、家庭・地域・学校がそれぞれの役割に応じた教育責任を果たすとともに、三者が一体となった取組を進めることを基本とした。
 - 「学校評価システム」の導入など、学校と家庭・地域が相互に結ばれた関係をつくることにより、地域の特性を踏まえた特色ある学校運営・教育活動を展開するとした。
 - 地域に子どもたちが主体的にかかわるために、「子どもボランティアリーダー」の養成を図るとした。
 - 京都の伝統文化・伝統芸能や行催事などを体験する、京都ならではの教育を展開するとした。
 - 子どもたちに命の大切さはもとより社会におけるルールなど物事の判断基準を養い、公共心を培う教育を進めることで、ひととひととの相互の信頼に基礎を置く社会の再構築をめざすとした。
 - 新たなカウンセリングの拠点の設置やスクールカウンセラーの配置拡大など、子どもたちの「心の居場所」づくりを推進するとした。

⑥ 市民との厚い信頼関係の構築

情報の共有化に努めるとともに、市民との双方向・対話型の新たなしくみづくりを進め、市民とともに政策を企画・実施・評価していくため、市民との厚い信頼関係の構築をめざすこととした。

市民の皆さんからの意見

都市づくりを市民の権利と責任によって進めるための具体的な手法を明らかにし、徹底的な情報公開を実行しなければならない。

(郵便等による意見募集)

行政は、一度計画したことを状況に応じていつでも変更できる柔軟さが必要である。

(団体意見交換会)

計画策定時においても市民意見に対するコメントが満足に返されていないのに、市民との対話や市民参加を計画に掲げるのはナンセンスである。

(パブリックコメント)

地方分権が進むにつれて、行政と市民の双方の政策立案能力をレベルアップしなければならない。



(市民フォーラム)

市民とパートナーシップを結ぶことに対する理解と意識の向上が行政職員の側に見られないと、市民との信頼関係を結ぶことは難しい。

(パブリックコメント)

区役所は、地元住民との間で重要な役割を果たしているので、市の中で分権化を進め、権限をもつようにすべき。

(団体意見交換会)

今の市民は行政に頼りすぎで甘えている。行政にすべてを任せるのではなく、自分たちが責任をもって取り組む必要があることを認識すべき。

(団体意見交換会)

審議会での議論

- 情報公開による相互理解によって初めて、市民の市政に対する本当の信頼が生まれるのではないか。
- パートナーシップの構築に向け、市民の主体的・自立的な公益活動を尊重し、支援するしくみへの論及も必要。
- 高度情報化によって行政組織内の人員削減が可能になると思うが、小さな政府をめざすのではなく、力を入れるべき領域に柔軟にサービスを振り分けていくべきではないか。
- 各区基本計画を実現するためには、区役所へ権限や予算を委譲し、区への分権を実現してほしい。
- 基本計画ができあがっても、行政だけでは実現できない部分がある。市民としても行政の手助けができるように考えるべき。

基本計画への反映

- ➡ p126 「情報を市民と共有する」
 - ・ 市民が市政に参加していくための基本となる情報を共有することとし、市民意見の提出状況・反映状況の公表にも努めるとした。
- ➡ p128 「市民の知恵や創造性を生かした政策を形成する」
 - ・ 市民や市民活動団体等が政策形成の一翼を担うことができるよう、その組織づくり、企画立案に対して支援するとした。
- ➡ p130 「市民とともに政策を実施する」
 - ・ 市民満足度の高い上質なサービスを提供するため、新たな対応を迫られている市民ニーズ等へと行政資源を振り向けることを検討するとした。
- ➡ p132 「市民とともに政策を評価して市政運営に生かす」
 - ・ 市民とともに評価できるしくみを整え、その成果を「政策」や「事務事業」の見直しと新たな形成につなげるとした。
- ➡ p134 「個性を生かした魅力ある地域づくりを進める」
 - ・ 区役所の総合的・横断的な情報の受発信機能を強化することなどにより、個性的で魅力ある地域づくりを進めるとした。

3 調査研究等の概要

名 称	概 要	実施時期									
基礎調査・中間報告	基本構想・基本計画策定に当たっての基礎調査として、「人口の減少」や「高齢化の進行」など、京都が抱える問題を中心に現況分析を行った。 この結果を百数十点に及ぶグラフ等により示すとともに、21世紀にめざすべき都市像（試案）などを今後の議論、検討の素材として掲げた『「21世紀・京都のグランドビジョン」策定に向けて（中間報告）—今後の議論のための論点の整理—』を作成し、以後この基礎資料を基に、さまざまな市民参加事業を行い、幅広く市民意見をいただいた。	1995・96年度									
人口問題調査	出生率の今後の推移、市外転出の変動要因とその推移に基づく客観的分析により将来人口を推計するとともに、人口減少社会における施策展開のあり方について検討した。 【推計結果】 <table> <tr> <td></td><td>常住人口</td><td>昼間人口</td></tr> <tr> <td>2010年：</td><td>138万人</td><td>157万人</td></tr> <tr> <td>2025年：</td><td>131万人</td><td>151万人</td></tr> </table> ※昼間人口＝常住人口－通勤・通学流出人口＋通勤・通学流入人口 【人口のとらえ方の提言】 人口増加そのものを目標とするのではなく、施策を講じた結果として人口が増加する、あるいは、人口減少社会を前提として市民生活の向上をどのように図るかを念頭に置く、などの考え方に立つ必要がある。		常住人口	昼間人口	2010年：	138万人	157万人	2025年：	131万人	151万人	1997・98年度
	常住人口	昼間人口									
2010年：	138万人	157万人									
2025年：	131万人	151万人									
都市構造・交通体系調査	京都市の将来の都市構造・交通体系について、市民の生活や来訪者の行動に視点を置いて検討を行った。 【整備理念の提言】 量的拡大の終焉^{えん}に対応した計画とするなど、従来の発想を転換し、歴史文化都市、人間尊重・環境調和型都市・京都にふさわしいコンパクトな都市構造と「歩くまち・京都」を理念とする交通体系をめざす必要がある。	1997・98年度									
都市圏自治体意見交換	京都都市圏（京都市及び京都市に隣接する市町村、通勤・通学者（15歳以上）の流入比が概ね5%以上の市町村からなる圏域として設定：京都府、滋賀県、大阪府の37市町村）を構成する自治体との間で、基本構想・基本計画策定についての説明と、各自治体のまちづくりや京都市への要望などについての意見交換を行った。	1997・98年度									
職員論文募集等	基本構想策定に対する市役所職員の参加意識の高揚を図り、組織や職制にとらわれない自由な提案・意見を求めるため、職員からの論文募集（応募者数 68人）や職員が自主的に結成している市政研究会等との意見交換を行った。	1996・97年度									

4 京都市基本構想等審議会委員名簿

(50音順, 敬称略, 2000年12月25日現在)

①	浅岡 美恵	気候ネットワーク代表, 弁護士	①	野口 寿長	京都市体育振興会連合会副会長
④部会長	飯田 恭敬	京都大学大学院工学研究科教授	④	野間光輪子	京町家再生研究会幹事
①	石田 一美	京都市東山消防団団長	③副部会長	橋爪 紳也	伏見区基本計画策定懇談会座長
③	伊住 政和	裏千家今日庵常務理事, ユース21京都顧問			大阪市立大学文学部助教授
③	市田ひろみ	服飾研究家	④	長谷川和子	(株)京都放送管財人補佐・デジタル事業企画担当
副会長	稲盛 和夫	京都商工会議所会頭	⑤	八田 英二	(財)大学コンソーシアム京都理事長
②	乾 亨	右京区基本計画策定懇談会座長	①	服部 真季	市民公募委員
		立命館大学産業社会学部教授	②部会長	浜岡 政好	佛教大学社会学部長
③	上平 貢	(財)京都市芸術文化協会理事長, 京都市美術館長	②	浜田きよ子	高齢生活研究所代表
④	上村多恵子	詩人, 京南倉庫(株)代表取締役社長	⑤	韓 銀順	京都市生涯学習総合センター講師
③	内田 昌一	京都市中央卸売市場協会会長 (2000年4月から)	④	エルウィン・ビライ	京都工芸繊維大学工学部講師
④	奥田 正治	市民公募委員	⑤	福田 義明	(社)京都市私立幼稚園協会会長
⑤	奥野 史子	スポーツコメンテーター	③	古川 敏一	京都府中小企業団体中央会名誉会長
⑤	梶田 真章	法然院貫主	③	堀場 厚	(株)堀場製作所代表取締役社長
③	片岡仁左衛門	歌舞伎俳優	④	三木 千種	市民公募委員
①	片山戈一郎	近畿労働金庫副理事長・京都府本部長	⑤	水谷 幸正	佛教大学理事長
③	加藤登紀子	歌手	③	溝川 幸雄	京都府農業会議副会長
⑤部会長	金井 秀子	京都教育大学名誉教授, 京都文教短期大学教授	③	三谷 章	市民公募委員
⑤	川阪 宏子	市民公募委員	④	三村 浩史	南区基本計画策定懇談会座長
④	川崎 清	左京区基本計画策定懇談会座長			京都大学名誉教授, 関西福祉大学教授
		京都大学名誉教授, 立命館大学理工学部教授	②	宮下れい子	市民公募委員
②	北川 龍彦	京都市民生児童委員連盟会長	③	向園 好信	京都市ベンチャービジネスクラブ前代表幹事
⑤	北川 龍市	京都市日本保育協会会長	④	宗田 好史	中京区基本計画策定懇談会座長
		(福)京都市社会福祉協議会会長			京都府立大学人間環境学部助教授
②	北村よしえ	京都市精神障害者家族会連絡協議会会長	①	村井 信夫	各区市政協力委員連絡協議会代表者会議幹事
④副部会長	北村 隆一	京都大学大学院工学研究科教授	③	村井 康彦	上京区基本計画策定懇談会座長
④	木村 陸朗	(社)京都府バス協会会長			京都市歴史資料館長
⑤副部会長	シュベネマン・クラウス	同志社大学文学部教授	副会長	村松 岐夫	京都大学大学院法学研究科教授
②	玄武 淑子	京都市老人クラブ連合会会長	②	森田 久男	北区基本計画策定懇談会座長, 元佛教大学教授
②	小林 達弥	市民公募委員	③	森谷 尅久	東山区基本計画策定懇談会座長
③	坂上 守男	(社)京都市観光協会会長			武庫川女子大学生生活環境学部教授
⑤	佐々 満郎	京都府私立中学高等学校長会事務局長	③	山上 徹	同志社女子大学現代社会学部教授 (2000年4月から)
⑤	佐々木博邦	市民公募委員	④	山田 浩之	下京区基本計画策定懇談会座長, 京都大学名誉教授,
①	笹谷 康之	西京区基本計画策定懇談会座長			大阪商業大学大学院地域政策学研究科長
		立命館大学理工学部助教授	⑤	山本 壮太	NHK京都放送局長 (1999年6月から)
①	佐和 隆光	京都大学経済研究所教授	②	横田 耕三	(社)京都府医師会会長
④	清水 三雄	異業種交流コスモクラブ会長	③部会長	吉田 和男	京都大学大学院経済学研究科教授
⑤	庄村 正男	京都市PTA連絡協議会元会長	副会長	鷺田 清一	大阪大学大学院文学研究科教授
①	須藤 眞志	京都産業大学外国語学部教授	②副部会長	渡邊 能行	京都府立医科大学付属・血管系老化研究センター教授
①	田尾 雅夫	京都大学大学院経済学研究科教授	④	中谷 佑一	京都市副市長
①副部会長	高月 紘	京都大学環境保全センター教授	①②③	高木 壽一	京都市副市長 (2000年4月から)
④	高松 伸	京都大学大学院工学研究科教授		河内 隆	京都市副市長 (2000年12月から)
②	竹下 義樹	京都市身体障害者団体連合会副会長, 弁護士			
③	竹村 寿子	市民公募委員			
③	武邑 光裕	東京大学大学院新領域創成科学研究科助教授			
①	田端 泰子	山科区基本計画策定懇談会座長			
		京都橘女子大学文学部教授			
①	土岐 憲三	京都大学大学院工学研究科教授			
①	内藤 しげ	住みよい京都をつくる婦人の会会長			
①部会長	内藤 正明	京都大学大学院工学研究科教授			
①	仲尾 宏	京都造形芸術大学芸術学部教授			
②	中原 俊隆	京都大学大学院医学研究科教授			
③	中村 弘子	千家十職塗師十二代中村宗哲			
⑤	永田 萌	イラストレーター			
⑤	西川 國代	(社)京都市保育園連盟常任理事			
会 長	西島 安則	京都市立芸術大学長, 京都大学名誉教授			
④	西村 毅	(社)京都青年会議所特別顧問			
①	J・A・T・D・にゃんた	市民公募委員			
①	西脇 悦子	京都市地域女性連合会会長 (2000年4月から)			

(前委員) 肩書きは, 委員就任時のもの

③	石森 秀三	国立民族学博物館教授 (1999年10月まで)
③	川原 陸郎	京都みやこ信用金庫会長 (2000年1月まで)
⑤	高月 嘉彦	NHK京都放送局長 (1999年6月まで)
①	滝川 文子	京都市地域女性連合会会長 (2000年1月まで)
①②⑤	薦田 守弘	京都市副市長 (2000年3月まで)
①④⑤	増田 優一	京都市副市長 (2000年12月まで)

注: 氏名の前の○数字は下記を表わす

① 環境・市民生活部会	② 福祉・保健部会
③ 文化・観光・産業部会	④ 都市整備・交通部会
⑤ 教育・人づくり部会	

*起草委員会・調整委員会は, 正副会長及び部会長によって構成
(起草委員会 委員長 鷺田副会長 / 副委員長 村松副会長)
(調整委員会 委員長 村松副会長 / 副委員長 鷺田副会長)

5 京都市基本構想等審議会開催経過 基本構想策定

年 月	審 議 会	起草委員会	環境・市民生活部会	福祉・保健部会	文化・観光・産業部会	都市整備・交通部会	教育・人づくり部会
1998年 10月	① 10月14日 ・会長互選、副会長指名 ・部会、起草委員会等設置 ・部会長、起草委員長等指名		① 10月28日 ・副部会長指名 ・構想の視点、キーワード、枠組み等の検討	① 10月27日 ・副部会長指名 ・構想の視点、キーワード、枠組み等の検討	① 10月26日 ・副部会長指名 ・構想の視点、キーワード、枠組み等の検討	① 10月29日 ・副部会長指名 ・構想の視点、キーワード、枠組み等の検討	① 10月23日 ・副部会長指名 ・構想の視点、キーワード、枠組み等の検討
1998年 11月		① 11月4日 ・副委員長指名 ・構想の視点、キーワード、枠組み等の検討		② 11月30日 ・テーマ別討論 「高齢者福祉」			
1998年 12月		② 12月1日 ・構想の枠組み等の検討 ③ 12月24日 ・構想の基本的考え方(案)の作成	② 12月2日 ・テーマ別討論 「国際化」		② 12月21日 ・テーマ別討論 「文化」	② 12月3日 ・テーマ別討論「交通」 ③ 12月21日 ・テーマ別討論「土地利用・景観・公園」	② 12月4日 ・テーマ別討論 「学校教育（その1）」
1999年 1月		④ 1月26日 ・構想の基本的考え方 の作成	③ 1月19日 ・構想の基本的考え方(案)の検討 ・テーマ別討論 「ボランティア」	③ 1月19日 ・構想の基本的考え方(案)の検討 ・テーマ別討論「障害者福祉・地域福祉」	③ 1月13日 ・構想の基本的考え方(案)の検討 ・テーマ別討論 「観光」	④ 1月19日 ・構想の基本的考え方(案)の検討 ・テーマ別討論 「住宅・住環境」	③ 1月22日 ・構想の基本的考え方(案)の検討 ・テーマ別討論 「学校教育（その2）」
1999年 2月	② 2月3日 ・構想の基本的考え方 の検討						
1999年 3月		⑤ 3月19日 ・構想案の検討 (その1)	④ 3月29日 ・テーマ別討論 「消防・防災、仕事・くらし」	④ 3月18日 ・テーマ別討論 「保健・医療」	④ 3月12日 ・テーマ別討論 「高度情報化」	⑤ 3月30日 ・テーマ別討論 「河川・上下水道」	④ 3月23日 ・テーマ別討論 「子育て支援」
1999年 4月		⑥ 4月13日 ・構想案の検討 (その2)	⑤ 4月28日 ・テーマ別討論 「人権、青少年・スポーツ」				⑤ 4月26日 ・テーマ別討論 「生涯学習・大学」
1999年 5月		⑦ 5月10日 ・構想案の検討 (その3)	⑥ 5月26日 ・テーマ別討論 「環境・エネルギー」		⑤ 5月12日 ・テーマ別討論 「産業」		
1999年 6月		⑧ 6月15日 ・第1次案の作成		⑤ 6月29日 ・第1次案の検討			⑥ 6月30日 ・第1次案の検討
1999年 7月			⑦ 7月6日 ・第1次案の検討		⑥ 7月7日 ・第1次案の検討	⑥ 7月1日 ・第1次案の検討	
1999年 8月		⑨ 8月9日 ・第2次案の作成	⑧ 8月25日 ・第2次案の検討 ・基本計画策定に向けての論点整理	⑥ 8月31日 ・第2次案の検討 ・基本計画策定に向けての論点整理	⑦ 8月30日 ・第2次案の検討 ・基本計画策定に向けての論点整理	⑦ 8月25日 ・第2次案の検討 ・基本計画策定に向けての論点整理	
1999年 9月		⑩ 9月13日 ・第3次案の作成					⑦ 9月2日 ・第2次案の検討 ・基本計画策定に向けての論点整理
1999年 10月	③ 10月1日 ・第3次案の検討 10月6日 ・答申	⑪ 10月1日 ・答申案の調整					

1999年12月17日 基本構想策定（市会議決）

基本計画策定

年 月	審 議 会	調 整 委 員 会	環 境 ・ 市 民 生 活 部 会	福 祉 ・ 保 健 部 会	文 化 ・ 観 光 ・ 産 業 部 会	都 市 整 備 ・ 交 通 部 会	教 育 ・ 人 づ く り 部 会
2000年 3月		① 3月3日 ・副委員長指名 ・計画の構成・枠組み等の検討					
2000年 4月			⑨ 4月21日 ・計画の構成・枠組み等の検討 ・テーマ別討論 「消防・防災, 青少年・スポーツ」	⑦ 4月24日 ・計画の構成・枠組み等の検討 ・テーマ別討論 「高齢者福祉」	⑧ 4月26日 ・計画の構成・枠組み等の検討 ・テーマ別討論 「観光」	⑧ 4月25日 ・計画の構成・枠組み等の検討 ・テーマ別討論 「都市空間のあり方」	⑧ 4月28日 ・計画の構成・枠組み等の検討 ・テーマ別討論 「子育て支援」
2000年 5月			⑩ 5月31日 ・テーマ別討論 「すべてのひとがいきいきとくらすまち(国際化, 人権, 仕事, 暮らし)」	⑧ 5月29日 ・テーマ別討論 「障害者福祉, 地域福祉」		⑨ 5月24日 ・テーマ別討論 「都市空間のあり方」	
2000年 6月			⑪ 6月27日 ・テーマ別討論 「環境」	⑨ 6月29日 ・テーマ別討論 「保健・医療」	⑨ 6月7日 ・テーマ別討論 「産業」 ⑩ 6月12日 ・テーマ別討論 「文化」	⑩ 6月14日 ・テーマ別討論 「都市施設整備のあり方」	⑨ 6月2日 ・テーマ別討論 「学校教育」 ⑩ 6月16日 ・テーマ別討論 「大学, 生涯学習」
2000年 7月		② 7月4日 ・市民のあり方, 行政のあり方の検討					
2000年 8月		③ 8月9日 ・素案の作成	⑫ 8月29日 ・素案の検討	⑩ 8月30日 ・素案の検討	⑪ 8月25日 ・素案の検討	⑪ 8月24日 ・素案の検討	⑪ 8月28日 ・素案の検討
2000年 9月							
2000年 10月	④ 10月20日 ・第1次案の検討	④ 10月16日 ・第1次案の作成					
2000年 11月		⑤ 11月6日 ・第2次案の作成	⑬ 11月15日 ・第2次案の検討	⑪ 11月10日 ・第2次案の検討	⑫ 11月14日 ・第2次案の検討	⑫ 11月14日 ・第2次案の検討	⑫ 11月10日 ・第2次案の検討
2000年 12月	⑤ 12月15日 ・答申案の検討 12月25日 ・答申	⑥ 12月4日 ・答申案の作成 ⑦ 12月15日 ・答申案の調整					

2001年1月10日 基本計画策定

6 用語解説 (50音順)

[あ]

ISO14001

ISO14000シリーズの1つ。ISOは、International Organization for Standardization の略。環境に配慮して事業活動を行うためのしくみを規格化した国際的な基準。事業活動から生じる環境への影響を継続的に改善していくため、環境マネジメントシステムに関する要求事項をとりまとめた規格で、公正な第三者(審査登録機関)が審査し、基準に適合した組織にISO14001認証取得の登録証が発行される。

育成学級

児童生徒の発達や障害の状態に応じた教育課程を編成して指導を行うために、小・中学校に設置している学級。

一次予防

健康を増進し発病を予防するために、適正な食事や運動不足の解消、十分な睡眠など健康的な生活習慣づくりに取り組むこと。

なお、健康診査等で病気を早期に発見し、早期に治療することを二次予防といい、病気にかかった後の治療、機能回復、機能維持することを三次予防という。

インフォームドコンセント

患者が医療内容について医師から事前に十分に説明され、納得したうえで自己の医療行為に同意すること。

APEC 環境技術交流促進事業運営協議会

APEC(エイペック)は、Asia-Pacific Economic Cooperation の略。アジア太平洋地域内の国・地域、地方自治体、企業、環境関係機関等において蓄積されている環境情報を提供し、技術交流を促進することにより、域内の環境技術の向上と環境保全に資することを目的として、1996(平成8)年に関西の自治体と経済界が中心となって設立。

園芸療法

植物の種をまき、育てるなどの園芸活動により、高齢者や障害のあるひと等の心や身体のリハビリ、生きる力の回復など、ひととしての立ち直りに役立てる療法。

[か]

外郭団体

官庁などの組織の外部にあって、これと連絡を保ち、その

活動や事業を助ける公益法人、特殊法人等の団体。本市においては、本市が主体的に指導監督する必要のある出資(出えん)率原則25%以上の団体をいう。

介護利用型軽費老人ホーム(ケアハウス)

原則として60歳以上、または一方が60歳以上の夫婦で、自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められるひとで、家族による援助を受けることが困難なひとが入所する施設。ホームヘルパー等を利用して自立した生活が送れるよう工夫されている。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

原則として65歳以上の高齢者で、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においては介護を受けることが困難なひとが入所する施設。

介護老人保健施設

病状が安定期にあるため入院治療は必要としないものの、機能訓練や看護・介護を中心としたケアを必要とする要介護者に、看護・介護・機能訓練等の入所・在宅サービス(短期入所・通所)を行い、家庭復帰をめざす施設。

学童クラブ事業

親の就労などの理由によって、放課後に保護育成する者のいない小学校低学年児童を対象に、児童館、学童保育所においてこれらの児童を保護育成することを目的として実施している事業。

瑕疵保証制度

新築住宅の取得契約(請負・売買)において、基本構造部分(柱や梁等の住宅の構造耐力上主要な部分、雨水の浸入を防止する部分)について10年間の瑕疵担保責任(補修責任等)を義務付ける制度。

環境家計簿

日々の生活において環境に負荷を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。

関西広域連携協議会

関西を魅力あふれる世界都市としてさらに発展させていくためには、行政・経済界・学界等による広域的な連携を一層推進し、関西の総合力と効率性を高めることが必要という認識に基づき、1999(平成11)年に「関西は一つ」の理念の下、

新たな広域連携の枠組みとして2府7県3政令指定都市と経済界等により設立された協議会。

義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に削減できない人件費(職員給与など)、扶助費(生活保護費など)、公債費(市の借金の返済など)等を指す。

協調建替え、共同建替え

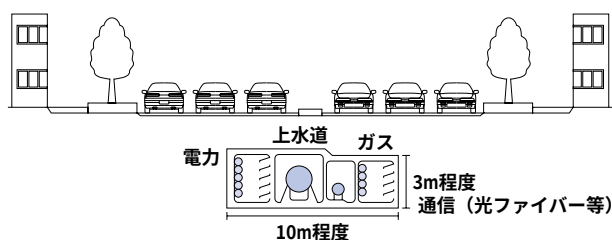
「袋路の協調建替え、共同建替え」を参照。

共同溝、電線共同溝、情報BOX

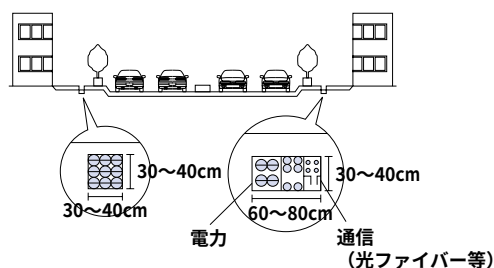
高度情報通信社会におけるライフライン整備に当たり、地震等の大規模災害時における安全性・信頼性の確保、情報化や景観への寄与など多様な要請に応えるため、道路地下空間に整備する施設。

共同溝・電線共同溝・情報BOXのイメージ図

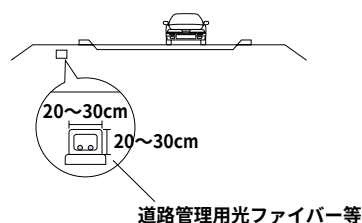
共同溝【電力、通信、ガス、上水道、工業用水、下水道】



電線共同溝 (CCBOX)【電力、通信、CATV等】



情報BOX【道路管理用光ファイバー等】



共同作業所

重い障害等のため就業が困難な障害のあるひとが通所し、生活指導や作業指導等の訓練を通して自立更生と社会参加を図ることをめざし、障害のあるひとの親等の関係者を中心として地域で生まれ運営されている施設。

京都国際交流団体連絡協議会

京都市の国際化に向けた環境づくり、市民レベルの国際交流の一層の振興を目的として1990(平成2)年に設立。情報誌の発行や留学生支援事業など、国際交流団体の活動支援を行う。事務局は(財)京都市国際交流協会。

京都都市圏

京都市と京都市に隣接する市町村、通勤・通学者(15歳以上)の本市への流入比が概ね5%以上の市町村で構成。京都府下を中心に、大阪府、滋賀県に及ぶ37の自治体(京都市を含む)からなり、北は美山町・朽木村、南は木津町、西は園部町・高槻市、東は甲南町・能登川町まで、総面積は約3,200km²、圏域人口は約330万人。

緊急通報システム

通称「あんしんネット119」。急にからの具合が悪くなったり、火災等の突発的な事故などがあった場合、ペンダント等のボタンを押すと消防指令センターに通報され、救急車・消防車や近くの協力員が駆け付けるシステム。概ね65歳以上のひとり暮らしや高齢者だけの家庭等で、急病や事故等の緊急の場合に、自分で対処することが難しいひとを対象としている。

グループホーム

地域のアパートやマンション、一戸建て住宅等で障害のあるひとや高齢者等が何人かで一定の経済的な負担をしながら共同生活し、同居または近隣に居住する専任の世話人により、食事の提供や健康管理などの援助や相談等が行われる施設。

京滋奈三広域交流圏

京都・滋賀・奈良・三重の各府県が構成する圏域は、古くは淀川水系による経済的なつながりや、歴史的、文化的なつながり等をもっていた。この立地特性を背景として、4府県と京都市が、産業、文化等の各分野において相互に連携・交流するとともに、交通・情報等のインフラ整備を図ることににより構築しようとする広域交流圏。

健康日本21

厚生省(現・厚生労働省)が掲げる2000(平成12)年度から2010年度までの11年計画の「21世紀における国民健康づくり運動」の通称。そこでは科学的根拠に基づいて、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の原因となる食生活や運動、休養などの改善に向けた目標等を掲示することにより、健康寿命を延長し、生活の質を高めるための取組を総合的に推進することとしている。

建設発生土情報交換システム

インターネット等を利用し、建設工事に伴い発生する土砂等(建設発生土)を不要としている工事と必要としている工事との間で相互に流用し、有効に利用するための情報交換を行うシステム。工事に関するデータをあらかじめ登録することにより、建設発生土に関する情報交換をリアルタイムで行い、建設発生土の工事間流用が促進できる。

高規格救急自動車

救急救命士が高度な救命処置を行うための器材が装備され、車内は救命処置を行うための十分なスペースと照明機能等を有している救急自動車。

公共車両優先システム(PTPS)

PTPSは、Public Transportation Priority Systemsの略。情報通信技術を利用したバスレーンの確保、バス優先信号制御等を通じてバスの定時運行を確保し、公共車両の運行支援を行うことにより、バスの利便性の向上を図るシステム。

工場・大学等制限法

正式名称は「近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律」。大規模な工場や大学等、人口の増大をもたらす原因となる施設の新設や増設を制限し、既成都市区域への産業や人口の過度の集中を防止することを目的に、1964(昭和39)年に制定された。本市では、上京区・中京区・下京区の全域、北区・左京区・東山区・南区・右京区・伏見区の一部が制限区域となっている。

交通需要管理施策(TDM施策)

TDMは、Transportation Demand Managementの略。道路交通混雑の解消・緩和を図ることを目的に、自動車交通を含む各種交通機関の輸送効率の向上や交通量の時間的平準化等、需要の調整を図る施策の総称。パーク・アンド・ライドや自動車の相乗りの促進、時差出勤やフレックスタイムの導入促進等もその例。

高度集積地区

十条通以南の油小路沿道を中心とする約607haの地域(概ね、東：東高瀬川、西：国道1号、南：宇治川に囲まれた地域)。新たな都市機能の集積をめざし、住民、企業、行政の協働による取組が進められている。

高度道路交通システム(ITS)

ITSは、Intelligent Transport Systemsの略。最先端の情報通信技術等を用いて、ひとと道路と車両とを一体のシステムとして構築することにより、ナビゲーションシステムの高度化、有料道路等の自動料金収受システムの確立、安全運転の支援、交通管理の最適化、道路管理の効率化等を図るもの。

国際環境自治体協議会(ICLEI)

ICLEIは、International Council for Local Environmental Initiativesの略。1990(平成2)年に国連本部で開催された「持続可能な未来のための自治体世界会議」に参加した自治体、国際機関の提唱により設立。環境保全の経験、技術等の情報交換、共同プロジェクトの実施などを目的としている。

心の教室

学校施設の質的充実を図るため、余裕教室等を活用して整備した、生徒の「心の居場所」となるカウンセリングルーム。

ごみ減量推進会議

市民、事業者、行政が一体となって全市的なごみ減量・リサイクルを推進するため、1996(平成8)年に設立された組織。翌年以降「地域ごみ減量推進会議」も順次設立された。学習会や買い物袋持参キャンペーン、廃食用油(てんぷら油)の回収モデル事業等を実施している。

コンベンション

国際機関、大学、企業、各種団体等が開く集会、大会、学会、会合などのこと。

[さ]

再興感染症

かつて流行し、一時は減少していたが、社会環境の変化等により近年になって増加した結核等の感染症。

最低居住水準

建設省(現・国土交通省)が、住宅建設五箇年計画のなかで定めた居住水準のひとつで、「健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な水準」とされている。家族構成に応じた住戸の規模、性能や設備に関する水準が定められている。

産業廃棄物管理票制度

産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託する際に、廃棄物の種類や数量、運搬または処分を受託した者の氏名または住所等を記載した管理票(マニフェスト)を交付し、産業廃棄物の流れをみずから把握・管理するため「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定められた制度。

自主防災組織

自主的な防災活動を実施することを目的とし、近隣地域住民を単位として隣保共同の精神に基づきみずから組織されたもの。概ね学区を単位とした「自主防災会」、町内会を単位とした「自主防災部」から構成されている。

持続可能

1987(昭和62)年に国連の「環境と開発に関する世界委員会」が発表した報告書にいう「持続可能な開発(sustainable development)」に基づく言葉。環境と開発を相反するものではなく、互いに依存するものとして捉えた考え方。

シティーカレッジ

(財)大学コンソーシアム京都と連携して行う、社会人の高度な学習ニーズに対応した総合的な生涯学習講座で、各大学から提供された科目を、正規の学生と同様に受講することができ、単位修得も可能。

児童の権利に関する条約

世界の多くの児童が、今日なお貧困、飢餓などの困難な状況に置かれていることにかんがみ、世界的な視野から児童の人権の尊重、保護の促進をめざした条約。

市民すこやかフェア

高齢者をはじめ、あらゆる世代のひとが文化活動などを通じて交流を深め、心豊かで明るい長寿社会について考える場として開催している総合福祉イベント。市内の各老人福祉センターのサークル発表、医師や専門家による各種相談コーナーを設け、毎年多彩な内容を展開している。

社会福祉基礎構造改革

行政の判断で福祉サービスの提供を行っていた従来の制度を改め、利用者の視点から福祉制度の再構築を行う一連の制度改革。具体的には、サービス利用者と提供者の対等な関係に基づく利用制度の構築や、多様な主体がサービスの供給に参入できるための規制緩和、利用者の利益を保護する制度の構築等を行うもの。

住宅性能表示制度

住宅性能を契約締結前に比較できるように、構造耐力、遮音性等の性能の表示基準を設定するとともに、客観的に性能を評価できる第三者機関を設置し、住宅の品質確保を図る制度。

授産施設

身体上もしくは精神上の理由または世帯の事情により、就業能力の限られているひとに対して、就労または技能の修得のために必要な機会や便宜を提供し、その自立を助長することを目的とする施設。

循環型社会形成推進基本法

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成するための基本的枠組みを示す法律。

情報通信技術(IT)革命

ITは、Information Technologyの略。インターネットやモバイル通信を中心的な担い手とする情報通信技術分野での革命が、世界経済の新たな成長分野を切り開くとともに、国家・社会・企業等の組織の枠組みを大きく変えていくといわれている。

情報BOX

「共同溝」を参照。

職住共存地区

都心商業地の幹線道路(東西:御池通(一部夷川通)・四条通・五条通、南北:河原町通・烏丸通・堀川通)に囲まれた内部地区のうち、幹線道路に面する街区等基準容積率の上限が700%に指定されている区域を除いた区域で、基準容積率の上限が400%に指定されている区域(いわゆる「田の字」のあんこの部分)。面積は約130ha。

新公共管理法（NPM）

NPMは、New Public Management の略。民間企業における競争メカニズムや管理手法を公共部門にも応用しようとする理論。1980年代半ば以降、イギリス、ニュージーランド等の先進国を中心に行政実務の現場を通じて形成された。

スクールカウンセラー

不登校問題等を背景に、学校の教育相談機能を充実するため、定期的に小・中・高校に派遣される臨床心理士等のカウンセリングの専門家。

成年後見制度

痴呆性の高齢者、知的・精神障害のあるひとなどを、財産管理、介護サービスの契約、遺産分割等の法律行為について保護し支援する制度。

2000(平成12)年の民法改正により、従来の「禁治産」を「後見」、「準禁治産」を「保佐」とし、準禁治産者よりも軽度の痴呆性高齢者や知的・精神障害のあるひとにも対応できるよう新たに「補助」を設けるなど、本人の状況に応じて弾力的に利用しやすいものとなった。

世界歴史都市連盟

1994(平成6)年の第4回世界歴史都市会議が京都で開催されたのを契機に設立されたもので、歴史都市が直面している共通の課題の解決を目的として、世界歴史都市会議の開催や情報交換を行うなど、歴史都市のさらなる発展のための事業を行っている。京都市が会長都市を務め、事務局も京都市に置かれている。

ゼロエミッション

ある事業者から排出される廃棄物や副産物を、他の事業者が原料として使用するサイクルを構築し、廃棄物が発生しない資源循環型の産業社会をめざす考え方。

創業支援工場（VIF）

VIFは、Venture business Incubation Factory の略。独創的で将来性のある技術やアイデア等を有するベンチャー企業を育成・支援するため、創業期から経営が安定するまでの一定期間、低家賃で入居できる賃貸工場。

総合的な学習の時間

1998(平成10)年の学習指導要領の改訂により、各学校が地域や子どもたちの実態等に応じて、子どもたちの興味・関心等に基づく横断的・総合的な学習など、創意工夫を生かした教育活動を行う時間として設けられた授業。

[た]

ダイオキシン類

物の燃焼等の過程で生成する化学物質であり、一般毒性、発がん性、生殖毒性、免疫毒性等の多岐にわたる毒性を有する。1999(平成11)年にダイオキシン類対策特別措置法が制定され、耐容一日摂取量、環境基準、排出基準等が定められた。

多自然型川づくり

治水上の安全性を確保しつつ、多様な河川環境を保全したり、できるだけ改変しないようにし、また、改変する場合でも最低限の改変にとどめるとともに、良好な自然環境の復元が可能となるよう行う河川整備。

短期入所生活介護（ショートステイ）

家族が介護に疲れたとき、冠婚葬祭等の用事があるときなどに、介護を要する高齢者が介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等に短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練等を行うもの。

地域福祉権利擁護事業

痴呆性の要介護高齢者等の判断能力が不十分なひとを対象に、その権利を擁護する事業。成年後見制度を補完するもので、市町村社会福祉協議会が本人または代理人と契約を締結し、外部の有識者で構成される運営審議会の監督の下、生活支援員が介護サービスの利用・援助やそれに付随した金銭管理等を行う。

地区計画

住民の生活に結びついた「地区」を単位として、良好なまちづくりを進める都市計画の手法。「地区レベルでのまちづくりのビジョン(地区計画の方針)」や、「道路、公園の配置や建物の用途や高さ、容積率、壁面の位置の制限等(地区整備計画)」について、地区の特性に応じてきめ細かく定める。

地方分権推進一括法

関連改正法律数475本からなる地方分権推進にかかる法律。国と地方公共団体の関係を従来の主従の関係から対等・協力の関係に改めるための機関委任事務の廃止と国の関与等の見直し、事務権限の移譲などを内容としている。

地理情報システム（GIS）

GISは、Geographic Information Systems の略。電子地図をデータベースとして、地理的な位置の情報や空間の情報を属性データ(空間データともいう)と合わせて統合的に処

理・分析・表示するシステム。

通級指導教室

言語や聴覚、視覚に軽度の障害のある普通学級で学ぶ児童に、週2時間程度、障害の改善に向けた指導を行うため設置している教室。

定期借地権付住宅

1992(平成4)年に施行された借地借家法により創設され、借地契約の更新がなく、定められた契約期間(一般に50年以上)で確定的に借地関係が終了する定期借地権が設定された住宅。

低騒音舗装

道路表面に通常用いられているアスファルト舗装やコンクリート舗装に比べて、舗装自体にすきまがあるなど、発生する騒音が小さい舗装。

デジタルアーカイブ

文化・学術・産業等、さまざまな「財」をデジタル技術で蓄積し、あらゆるひとが自由に利用できる環境を整えること。その対象は、絵画や美術工芸品から伝統産業や芸術を支える技術まで多岐にわたる。

電線共同溝

「共同溝」を参照。

特定優良賃貸住宅

「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき供給される中堅所得者層向けの優良な賃貸住宅で、建設費の補助、家賃減額のための補助等がある。

都市型CATV

多目的、多チャンネルのサービスを提供する新しいタイプのケーブルテレビで、引込端子数(加入が可能な世帯数とほぼ同じ)が1万を超え、自主放送が5チャンネル以上あり、双方向機能をもつものをいう。

[な]

難病

厚生省(現・厚生労働省)が1972(昭和47)年に策定した「難病対策要綱」により定められた疾患のこと。原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない

ベーチェット病等の疾病と、経過が慢性にわたり、経済的にも介護等にも家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい小児がん等の疾病。

ニュースポーツ

新しい概念で創出された競技種目の総称であり、以下の3種類に分類できる。①遊びから発展したり、独自のアイデアに基づき新規に創造されたグラウンドゴルフやターゲットボードゴルフ等。②新しい理念に基づき、もともとあったものを改良して生まれたソフトバレーボールやタッチラグビー等。③歴史は古いが、わが国には新しく紹介されたベタンクやインディアカ等。

乗合バス事業の自由化

2000(平成12)年の道路運送法等の改正により、乗合バス事業における運輸省(現・国土交通省)の規制が緩和された。具体的には、①事業に係る参入規制を免許制から許可制に、②運賃の設定等を許可制から認可を受けた上限の範囲内での事前届出制に、③路線、事業の休廃止については許可制から事前届出制に、改められた。

[は]

廃棄物交換制度

ある事業場で生じた廃棄物が、別の事業場で製造原料や燃料等に利用されるような異業種交流型のリユース、リサイクル推進対策として、廃棄物の提供事業場側と利用事業場側の情報の仲介やリサイクル事例の紹介などを行う制度。

HACCP(ハサップ)方式

Hazard Analysis and Critical Control Point の略。食品の製造・加工等の各段階における衛生管理の高度化を図る目的で、新たな食品衛生管理手法として国際的に導入が進められている方式。

バランスシート(貸借対照表)

企業会計的な視点を導入した新たな財政分析の方法。借方で「資産」を計上し、資金の使途、運用形態を示し、貸方で「負債」、「正味資産」を計上し、それを対照させることにより資金の調達源泉を明らかにしたもの。

バリアフリー

建築物や道路、鉄道等の公共施設、個人の住宅等において、高齢者や身体に障害のあるひと等の利用に配慮し、段差等の

物理的障害をなくすこと。

また、制度的あるいは精神的な障害等をなくすことについても用いる。

PFI

Private Finance Initiative の略。これまで公的部門によって行われてきた社会資本の整備・運営等を、民間の資金、経営能力、技術力を活用して行う新しい社会資本整備の手法。1992(平成4)年にイギリスで導入され、道路や公共施設の整備などに大きな実績を挙げ注目を集めた。

光ファイバー

光信号により情報を伝えるための伝送路に用いられる高純度のガラス繊維。光ファイバーケーブルは長い距離を伝送しても信号(光信号)の減衰が小さい(低損失性)、周波数帯域が広い(広帯域性)、外部からの雑音妨害を受けにくいという特性をもっている。

人づくり21世紀委員会

学校・家庭・地域の連携の下、「市民ぐるみで21世紀の京都を担うたくましく思いやりのある子どもたちの育成」と「子どもたちひとりひとりの多様な可能性が最大限開花できる教育の風土づくり」という目標を掲げて1998(平成10)年に発足。さまざまなかたちで子どもにかかわる各種団体が参画し、「子どもたちのために何ができるのか」を大人自身の課題として受け止め、市民みんなで考え、行動し、情報発信する場として、シンポジウムや人づくりフェスタの開催など、さまざまな活動に取り組んでいる。

福祉工場

働く意思と作業能力をもちながら、職場環境や設備、交通事情等の理由により、一般企業に就業が困難な重度の障害のあるひとを雇用し、社会生活や健康管理等に配慮した環境の下での社会的自立を促進することを目的とした施設。

福祉ホーム

家庭において日常生活を営むのに支障のある障害のあるひとを対象に、低額な料金で日常生活に適する居室等を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与し、自立の促進を図ることを目的とした施設。

袋路の協調建替え、共同建替え

袋路の協調建替えは、1999(平成11)年に制定した「京都市連担建築物設計制度」を活用し、袋路及びそれに面する複数の敷地をひとつにみなし、袋路全体で建築規制を適用

して建て替えること。協調的ルールの設定などにより、時期を合わせることなく、それぞれの建物を個別に建て替えることができる。

また、共同建替えは、袋路に面する複数の敷地をひとつの敷地に集約し、土地・建物の所有者と借主が協力して、複数の建物をひとつの建物(共同住宅等)に建て替えること。

ベンチャー企業育成施設(VIL)

VILは、Venture business Incubation Laboratory の略。起業期にある研究開発型企業の育成を組織的・積極的に推進するため、先端技術をビジネス化する初期から成功するまでの間、資金面で入居しやすくし、各種の先進的な支援環境を提供する施設。

法定外目的税

地方分権推進一括法により創設されたもので、条例で定める特定の費用に充てるため、地方自治体が総務大臣との同意を要する事前協議を経て課することができる目的税。

[ま]

みやこ京のアジェンダ21

地球温暖化防止のための二酸化炭素排出量削減対策を柱として、1997(平成9)年に策定した具体的な行動計画。計画づくりに市民、事業者が主体的に参加したのを受け、計画の実践についても市民、事業者、行政が共通の目的の下に、それぞれの立場を尊重しつつ協働するパートナーシップを築き目標達成をめざす。1998(平成10)年、計画に掲げられた取組の具体化をめざし、推進組織として「みやこ京のアジェンダ21フォーラム」が設立された。

民間非営利組織(NPO)

NPOは、Non Profit Organization の略。営利を目的とせずさまざまな活動を自主的・自発的に行う組織・団体。

これらの団体が法人格を取得する道を開いて、その活動を促進するため、1998(平成10)年に「特定非営利活動促進法(NPO法)」が制定された。

めぐるくんの店

簡易包装の推進、牛乳パックやトレーの店頭回収など、ごみ減量やリサイクルに積極的に取り組んでいる店として、本市が認定するもの。

[や・ら・わ]

ユニバーサルデザイン

バリアフリーの考え方を発展させたもので、建築物等の計画・設計において、障害の有無や年齢、性別等にかかわらずだれもが使いやすい設計を行っていかうとする考え方。障害のあるひとのための専用設備等が、障害のあるひとに疎外感を与えたり、障害のないひとに不便を感じさせたりする要因とならないよう、だれもが、同じ場所で、同じものを、同じように使うことができる空間をさりげなくつくり出すことをめざす。

容器包装リサイクル法

一般廃棄物のリサイクルを促進するために、1995(平成7)年に成立した法律。正式には「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。住民(消費者)は容器包装の分別排出に協力し、市町村は国が定める分別基準に適合するかたちで分別収集と保管を行い、事業者はこうして分別収集される容器包装(分別基準適合物)を引き取って再商品化するように、住民、事業者(企業)、行政の三者の役割分担と協力の具体的なしくみを法律によって築いた。

養護老人ホーム

原則として65歳以上の高齢者で、身体上もしくは精神上または環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難なひとを入所・養護する施設。

老人福祉員

ひとり暮らしの高齢者等の安否確認や連絡を行うとともに、話し相手となるなど、高齢者等が地域で安心して生活が送れるよう設置した本市独自の制度。

ワークショップ

多様な価値や考え方を受け入れ、参加者の立場や年齢の違いにかかわらず、だれもが自由に意見を言いやすく形式張らないよう工夫された会議の手法。市民参加型のまちづくりで近年よく用いられる。

7 市政の各分野から見た基本計画（分野別索引）

分野

ページ

記載箇所

環境

53

第1章 安らぎのある暮らし
第3節 だれもが安心してくらせるまち
1 環境への負担の少ない持続可能なまちをつくる(1)～(3)

66

4 歩いて楽しいまちをつくる(2)～(5)

76

第2章 華やぎのあるまち
第1節 魅力あふれるまち
1 美しいまちをつくる(1), (3)

94

第2節 活力あふれるまち
1 産業連関都市として独自の産業システムをもつ(4)

96

2 魅力ある観光を創造する(1)

消防・防災

59

第1章 安らぎのある暮らし
第3節 だれもが安心してくらせるまち
2 災害に強く日々のくらしの場を安全にする(1)～(3)

生活安全

63

第1章 安らぎのある暮らし
第3節 だれもが安心してくらせるまち
3 日常生活における身近な安全や安心を確保する(1)

人権

24

第1章 安らぎのある暮らし
第1節 すべてのひとがいきいきとくらせるまち
1 ひとりひとりが個人として厚く尊重される(1)～(8)

35

3 子どもたちが心豊かで社会性を身につけみずからの生き方を学ぶ(2)

40

第2節 ひとりひとりが支え、支えられるまち
1 すべてのひとが相互に支え合い安心してくらす(2)

46

2 子どもを安心して産み育てる(5)

国際化

27

第1章 安らぎのある暮らし
第1節 すべてのひとがいきいきとくらせるまち
1 ひとりひとりが個人として厚く尊重される(7)

85

第2章 華やぎのあるまち
第1節 魅力あふれるまち
3 国内外との多彩な交流を行う(1)～(3)

しごと

32

第1章 安らぎのある暮らし
第1節 すべてのひとがいきいきとくらせるまち
2 すべてのひとがいきいきと活動する(4)

くらし

64

第1章 安らぎのある暮らし
第3節 だれもが安心してくらせるまち
3 日常生活における身近な安全や安心を確保する(2)

青少年

103

第2章 華やぎのあるまち
第2節 活力あふれるまち
4 若者が集い能力を発揮する(1), (2)

スポーツ

51

第1章 安らぎのある暮らし
第2節 ひとりひとりが支え、支えられるまち
3 心身ともに健やかにくらす(7)

高齢者福祉

26

第1章 安らぎのある暮らし
第1節 すべてのひとがいきいきとくらせるまち
1 ひとりひとりが個人として厚く尊重される(4)

31

2 すべてのひとがいきいきと活動する(2), (3)

40

第2節 ひとりひとりが支え、支えられるまち
1 すべてのひとが相互に支え合い安心してくらす(2)

障害者福祉

26

第1章 安らぎのある暮らし
第1節 すべてのひとがいきいきとくらせるまち
1 ひとりひとりが個人として厚く尊重される(5)

31

2 すべてのひとがいきいきと活動する(2), (3)

41

第2節 ひとりひとりが支え、支えられるまち
1 すべてのひとが相互に支え合い安心してくらす(3)

45

2 子どもを安心して産み育てる(3)

環境・市民生活

福祉・保健

地域福祉	39	第1章 安らぎのある暮らし 第2節 ひとりひとりが支え、支えられるまち 1 すべてのひとが相互に支え合い安心してくらす(1)
保健・医療	44	第1章 安らぎのある暮らし 第2節 ひとりひとりが支え、支えられるまち 2 子どもを安心して産み育てる(1)
	48	3 心身ともに健やかにくらす(1)～(6)
産 業	53	第1章 安らぎのある暮らし 第3節 だれもが安心してくらせるまち 1 環境への負担の少ない持続可能なまちをつくる(1)
	84	第2章 華やぎのあるまち 第1節 魅力あふれるまち 2 成熟した文化が実現する(7)
	91	第2節 活力あふれるまち 1 産業連関都市として独自の産業システムをもつ(1)～(4)
観 光	65	第1章 安らぎのある暮らし 第3節 だれもが安心してくらせるまち 4 歩いて楽しいまちをつくる(1)
	84	第2章 華やぎのあるまち 第1節 魅力あふれるまち 2 成熟した文化が実現する(7)
	91	第2節 活力あふれるまち 1 産業連関都市として独自の産業システムをもつ(1)
	96	2 魅力ある観光を創造する(1)～(6)
文 化	80	第2章 華やぎのあるまち 第1節 魅力あふれるまち 1 美しいまちをつくる(4)
	81	2 成熟した文化が実現する(1)～(7)
	91	第2節 活力あふれるまち 1 産業連関都市として独自の産業システムをもつ(1)
	96	2 魅力ある観光を創造する(1)
	103	4 若者が集い能力を発揮する(1)
高度情報化	91	第2章 華やぎのあるまち 第2節 活力あふれるまち 1 産業連関都市として独自の産業システムをもつ(1)
	116	第3節 市民のくらしとまちを支える基盤づくり 3 高度情報通信社会に対応できる基盤づくり(1)～(7)
	126	第3章 市民との厚い信頼関係の構築をめざして 第1節 情報を市民と共有する 3 市民とともに政策を企画・実施・評価していくための情報の共有
土地利用・市街地整備	105	第2章 華やぎのあるまち 第3節 市民のくらしとまちを支える基盤づくり 1 個性と魅力あるまちづくり(1)～(3)
景 観	65	第1章 安らぎのある暮らし 第3節 だれもが安心してくらせるまち 4 歩いて楽しいまちをつくる(1)
	76	第2章 華やぎのあるまち 第1節 魅力あふれるまち 1 美しいまちをつくる(2)
	105	第3節 市民のくらしとまちを支える基盤づくり 1 個性と魅力あるまちづくり(1)
公園・緑地・都市緑化	76	第2章 華やぎのあるまち 第1節 魅力あふれるまち 1 美しいまちをつくる(1)～(3)

住宅・住環境

29

第1章 安らぎのある暮らし

第1節 すべてのひとがいきいきとくらするまち

2 すべてのひとがいきいきと活動する(1)

59

第3節 だれもが安心してくらするまち

2 災害に強く日々のくらしの場を安全にする(1)

105

第2章 華やぎのあるまち

第3節 市民のくらしとまちを支える基盤づくり

1 個性と魅力あるまちづくり(1)～(3)

交通

53

第1章 安らぎのある暮らし

第3節 だれもが安心してくらするまち

1 環境への負担の少ない持続可能なまちをつくる(1), (2)

66

4 歩いて楽しいまちをつくる(2)～(5)

110

第2章 華やぎのあるまち

第3節 市民のくらしとまちを支える基盤づくり

2 多様な都市活動を支える交通基盤づくり(1)～(4)

上下水道

54

第1章 安らぎのある暮らし

第3節 だれもが安心してくらするまち

1 環境への負担の少ない持続可能なまちをつくる(2), (3)

59

2 災害に強く日々のくらしの場を安全にする(1)

河川

59

第1章 安らぎのある暮らし

第3節 だれもが安心してくらするまち

2 災害に強く日々のくらしの場を安全にする(1)

76

第2章 華やぎのあるまち

第1節 魅力あふれるまち

1 美しいまちをつくる(1), (3)

子育て支援

44

第1章 安らぎのある暮らし

第2節 ひとりひとりが支え、支えられるまち

2 子どもを安心して産み育てる(1)～(5)

学校教育

34

第1章 安らぎのある暮らし

第1節 すべてのひとがいきいきとくらするまち

3 子どもたちが心豊かで社会性を身につけみずからの生き方を学ぶ(1)～(5)

大学

100

第2章 華やぎのあるまち

第2節 活力あふれるまち

3 大学の集積・交流が新たな活力を生み出す(1)～(5)

生涯学習

88

第2章 華やぎのあるまち

第1節 魅力あふれるまち

4 生涯にわたってみずからを磨き高める(1)～(4)

広域連携

86

第2章 華やぎのあるまち

第1節 魅力あふれるまち

3 国内外との多彩な交流を行う(3)

市民参加
市政改革

125

第3章 市民との厚い信頼関係の構築をめざして